## 早稲田大学大学院法務研究科

## 2021年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
1．クリニック担当教員•受講者•相談状況 ..... 1
2．相談者アンケート結果集計 ..... 2
3．民事（総合A•D•E）
1）シラバス ..... 5
2）教員•学生報告書 ..... 7
4．民事（家事・ジェンダーC•F）
1）シラバス ..... 11
2）教員•学生報告書 ..... 13
5．行政（A•B）
1）シラバス ..... 16
2）教員•学生報告書 ..... 18
6．刑事
1）シラバス ..... 21
2）A班（教員•学生報告書） ..... 22
3）B班（教員•学生報告書） ..... 26
4）C班（教員•学生報告書） ..... 28
4）D班（教員•学生報告書） ..... 30
4）E班（教員•学生報告書） ..... 31
7．労働（A•B）
1）シラバス ..... 33
2）教員•学生報告書 ..... 35
8．外国人
1）シラバス ..... 38
2）教員•学生報告書 ..... 39

## 2021年度 クリニック担当教員•受講者数•相談状況

|  | 教員 | 学期 | 受講人数 | 相談者数 (※) |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 民事クリニック <br> 総合A•D <br> （春学期：A， <br> 秋学期：D） | 鎌野 邦樹 <br> 後藤 巻則 斉昭 | 春 | 3 | 6 |
|  |  | 秋 | 6 | 2 |
| 民事クリニック総合E | 太田 和範小島 秀一外山 太士 | 春 | － | － |
|  |  | 秋 | 6 | 4 |
| 民事クリニック家事• ジェンダー | 棚村 政行 <br> 太田 和範 <br> 小島 秀一 <br> 外山 太士 | 春 | 4 | 5 |
|  |  | 秋 | 6 | 4 |
| 行政クリニック （試行プログラム含 <br> む） | 人見剛水野泰孝 | 春 | 5 | 4 |
|  |  | 秋 | 4 | 2 |
| 労働クリニック | 岡田 俊宏 <br> 島田 陽一 | 春 | 2 | 5 |
|  |  | 秋 | 7 | 6 |
| 外国入クリニック | 宮川 成雄渡邉 彰悟 | 秋 | 10 | － |
| 刑事クリニック | 吉田 秀康 | 春 | 20 | － |
|  | 水橋 孝徳 | 秋 | 12 | － |

※「相談者数」は，複数回相談に来た場合でも，1名としてカウント。

- 2020年秋学期終了以降，2021年春学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 $\Rightarrow 32$ 件
- 2021年春学期終了以降，2021年秋学期の授業終了までのクリニック相談申込総数 $\Rightarrow 24$ 件 （学内無料法律相談会から引き継いだ相談を含む。）

クリニック授業の受講生には，授業で法律相談等を担当することに加え，時間の調整が可能な限り，
クリニック事務所学内関係者を対象に行う無料法律相談会への立会を奨励している。
立会った受講生の実績は以下のとおり。
春学期：3人
秋学期：18人

2021年度 クリコニク相談者アンケート結果集計

| （1）なぜ早稲田大学リーガルクリニックに相談されたのでしょうか（複数回答可）。 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| a |  | b |  | C |  | その他 |
| 大学がしているので信頼 できると思ったから | 12 | 他に相談先を知ら なかったから | 2 | 無料だから | 8 | 勤務していた頃からリーガルクリニックについては知つていたの で，この機会に相談してみようと考えました。 |
|  |  |  |  |  |  | 大学によるものなのでアカデミック・実社会遊離的な心配は あったが，他大学の無料相談と比べ弁護士法人によるもの で実践的•実際的であることか期待できると考えたため。 |
|  |  |  |  |  |  | 母が以前に別の相談でお世話になったから。 |
|  |  |  |  |  |  | 信頼できる友人からの紹介だったため。 |
|  |  |  |  |  |  | 近所だつたので。 |
|  |  |  |  |  |  | 息子が卒業生で，私がオープンカレッジを受けているご縁を いただき，信頼し安心して相談することができた。 |
|  |  |  |  |  |  | 以前こちらで相談した後，他の弁護士へ相談したのだが， こちらの方がずつと信頼感があり，話しやすかったから。 |
| （2）担当者（学生）の話の仕方はいかがでしたか。 |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | C |  | その 他 |
| 適切で聞き取りやすかった | 16 | 普 通 | 2 | 聞き取りにくかった | 1 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
| マスク越しでも笑顔や表情が伝わり，より安心して相談することができた。 |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
| 内訳•費目ごとに説明しけただきとても分かりやすかつたです。相続分配時と遺留分減殺請求時の計算の考え方等具体的に説明いただき，よく理解できました。 |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
| 私は法学部出身で大体の説明内容は分かりましたが，いろいろな人が相談に来られると思いますので専門用語には注釈をつけられると尚良いかと思います。 |  |  |  |  |  |  |
| （cの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
| マスクをしていることもあり，声が少しこもつて聞き取りづらいときもありました。 |  |  |  |  |  |  |
| （3）担当者（学生）の聞き取りの仕方はいかがでしたか？ |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | C |  | その他 |
| 適切で話しやすかった | 16 | 普通 | 2 | 話しくくかった | 0 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
| 初めに「馴れ初めは？」と聞かれ，予想外の質問をいただきうまくお話しできませんでしたが，真摯に聞いてくださりとても話しやすい雰囲気だと感じました。 |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
| 私は問題ありませんでしたが，人にようては座席の配置に威圧感を感じるかもしれないと思った。取り囲まれて尋問されてる感じ。 コロナで難しいかもしれませんが，同じ向きで誰か座ってくれた方が気持ちが和らぐかもしれません。 |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
| 質問は簡濯で答えやすかったです。 |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
| 事前に相談内容を読んでいただいていたのでヒアリングがあまりありませんでした。 |  |  |  |  |  |  |
| （bの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
| 聞いて下さつた学生と指導教官では，指導教官の方の方が聞き方が突つ込んだ内容になっていた感じがしました。 <br> 素人ではわからないのですが，おそらく，弁護士が抑えておくべき内容などについて質問をしてくれていたのだと思います（相談者のことを客観的に把握するような質問）。「記憶」か？「記録」か？など。 |  |  |  |  |  |  |

（4）クリニックの回答はいかがでしたか。
 を把握したい者にとつては，ありがたいです。「裁判，文書で通告などのような方法があります。どれにしますか？」
（aの回答者より）
可能性，リスク等について詳しく話してくださり助かりました。
（aの回答者より）
私の面前で学生さんと先生方が少々討論されていましたが，最後に結論を述べてくれるとさらに説得力が増したかと思います。
⑤ クリニックでの相談時間の長さはいかがでしたか。

| a |  | b |  | C |  | その他 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 長すぎる | 0 | ちょうど良い | 19 | 短すぎる | 0 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| なし |  |  |  |  |  |  |
| ⑥ クリニックでの相談はあなたの問題解決に役立ちましたか。 |  |  |  |  |  |  |
| a |  | b |  | C |  | その他 |
| 大変役に立つた | 14 | 少しは役に立つた | 2 | 役に立たなかった | 1 |  |
| コメント |  |  |  |  |  |  |
| （aの回答者より） |  |  |  |  |  |  |
| 他の弁護士にも相談して | 答内 | が概ね同じでしたの | 今後 | 方策が見えてきまし |  | み，調べてく |

（aの回答者より）
これから内容証明を送ります。クリニックの相談が実を結ぶよう願っております。
（aの回答者より）
ご相談させていただいたことで，お金のこと，生活のこと，夫のこととたくさんのもやもやしていたことが解決しました。
（7）クリニック全般について，問題点，改善点，ご要望がありましたら，お聞かせください。
早稲田大学という信頼がおける場所で，無料で相談に乗つていただけるというのは，大変ありがたかつたです。本当にありがとうございました。
担当者の方が，事例に対してのメリット，デメリットをわかりやすく説明したいただけてよかつた。
また，それにプラスして先生方のフォローがあつたのでより理解し，きちんと落とし込むことができてよかつたです。私の相談を丁寧に聞いてくださりありがとうございまし た。

相談後のアンケートについて，選択回答式のアンケートがほとんどであり，安いタゴレットを購入し，終わつた後にタブレットを渡し，選択式のアンケートをしてもら う，スマホ対応の無料googleフォーム又は有料フォームを活用する，又は電子メールでの受付で対応をする，高齢者の方へは，この程度なら短時間で終わる はずなので，医療クリニックの問診票のように，相談外のスタッフによる口頭ヒアリングを実施してもよいと感じました。

学生からの質問は，事前にしただければ回答をまとめて相談に臨むことができるのでその方が良いと思いました。

ノーガルクリニックへ来所する前は，市役所や弁護士会の無料市民相談のようなイメージがあり，専門外の学生や専門外の弁護士にあたることもあるのかなと当初は思っていました。実際は，有力かつ権威の労働法に強い先生のフォローがあるとは思ってなく，受任も検討してもらえるとは知らず，もう少し早く知り，ここへ相談できていわばと後海しています。
相談を受ける枠に限度があるのであまり広報はできないので仕方ないとは思いますが，もつとこのような活動が一般社会に知られてもよいのではと思いました。
（1）スーツ着用は誠意の表れで印象が良い。
（2）事前に相当量の時間を使ってリサーチいただいたことを感じ，通常の法律相談とは明らかに違うと感じた。
（3）今後の対策につながった点がもっとも満足度が高い。
－受けて良かつたです。このリーガルクリニックはもつと多くの人に知つてほしいと思いました。積極的にお勧めしていきたいと思います。ありがとうございました。
初めての相続のため，まずは何か足がかゆが欲しいと思い相談させていただきました。外国籍の相続にかかわる準拠法についてなど，自分がネットで調べただけで は気づかなかったことを教えていただけて助かりました。専門用語の説明をその都度していただけて理解しやすかったです。
学生時代を思い出し大変リフレツシングな体験になりました。ありがとうございました。
問題解決に大変役に立ちました。ありがとうございました。

- 28 号館までの道順がわかりづらしため案内図をもう少し詳細なものにしてほしい。
- 事前にメールで送った資料を本来なら持参するべきでしたが，忘れてしまい，これについて質問された時は返答に少しつまりました。

もし可能ならプロジェクターで投影して投影するか，相談者用に資料を一部用意して欲しかつた。
－予めどのくらいの人数でお話を聞いてくれるのか分かると安心した。 －回答が文書など用いていただけると整理しやすかった。

いざという困っている際に，この様に，優しく助けて下さる法律家の皆さんがおられ，大変心強かつたです。
とくに今回中心となって話を聞いてくださつた2名のうちの奥側（ドアから遠い方）に座つていた方の言葉のチョイスや話し方に疑問を感じました。回答内容を要約すると「諦めて趣味で紛らわせなさい」と言われているように感じました。泣き寝入りしろということでしようか。毎日当該事件のことを考えても仕方がない，ということは分かっていて，その上で何かできることはないかと相談しているわけなので，将来お金をもらってこのような仕事に就くのであればもう少し相談者に㟢り添う，意思を汲む必要があると思います。

相続人同士で話し合いができないまま現在に至り，どうしたらよいのか悩んでいましたが，いくつかの具体策をで提示いただいたことでこれから動いていきたいと思い ます。
お力と勇気をいただいたことに深く感謝しております。ありがとうございました。

学生が主体となって相談に乗つてくれるということは承知してましたが，連れていかれた場所か教室で，講師席に着席させられたことにびつくりした。「小部屋でなく教室で行う」「学生のいる真ん前に座つてもらう」ことを説明したほうが良いと思った。
「まず聞き取りを行う」 $\rightarrow$ 「学生と教員か検討するので一旦相談者が退席する」 $\rightarrow$ 「その後回答を聞く」という流れと聞いていたが，そうならなかったのであれれ」と思いました。事前にそういうこともあると説明があると尚良いと思いました。

生徒の方がたくさんいらつしやつたので，お名前を覚えきれず，名札があれば良いなと思いました。
席と人数は圧迫感を感じない配置でした。他の方の勉強になるのであれば多くの方に同席していただきたいと思いました。

授業の一環とはいえ，個別の案件にご対応いただき大変感謝しております。皆さんまじめな学生さんで分かりやすい説明でした。一方，ご提示いただいた方法を全て試みましたが，良しい解決策が見出せておりません。
13年前に行ったとされている工事がどのようなものか記録もないため，のらゆくらりの相手方に地中がどうなっているかようやく回答をもらったところです。 （あくまで予想ですが）当初10－20万で工事ができるといつておきながら見積書は100万越えでしたので，再提出を求めているところです。相手方が初めからきちんと対応してくれていればと思うのですが，相手の誠意のなさに手こずっています。

人数が多くて初めは驚きましたが，皆さん丁寧にしつかりと応えてくださいました。緊張している様子が伝わってきて，一生懸命な感じにありがたみを感じました。無料でここまで時間をとっていただけ，検討してもらえる場所はなかなかないと思います。ありがとうございました。

相談内容と全く違う質疑応答で時間の無駄だつたけど，よい経験にはなつった。

## 臨床法学教育（民事）総合 $\mathrm{A} \cdot \mathrm{D} \cdot \mathrm{E}$

選択必修（実務系基喽科目）2単位

## 【担当教員】

鎌野 邦樹／後藤 巻則／山口 斉昭／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

## 【授業概要】

教員と学生が 1 つのグループとなり，実際の法律相談や，受任した事件への対応を通じ
て，法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。
徹底した少人数教育によって，生の事案をもとにした事実分析の方法，適用する法律に関 する判例•学説の調查，検討など，これまで学んできた基本法と実務基䂰科目の到達点をふ まえた発展的な学習を行います。また，内容証明，訴状などの作成，添削を通じて，法文書作成に関する指導を行います。
法律相談，事件活動のほか，他クラスと合同の事件検討会も行います。
加えて，具体的事件を通じて，社会や制度のあり方，法律実務家としてのあり方などにつ いて考えます。
なお，通年科目とされていますが，講義の合計時間は他の 2 単位の科目と同様であり，ま た，講義の準備に要する時間も，配当単位数（2 単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて 90 時間）を上回ることのないよう，学生の負担についても配慮します。

## 【授業の到達目標】

将来，弁護士となり，民事事件を受任した際，これに対処できる実務的な基礎技能を身に つける。

## 【授業計画】

基本的には事案の性質を問わず，クリニックに適切と思われる民事事件をいくつか扱い ます。訴訟案件と相談案件との双方を取り扱うように努めており，事件記録の検討，依頼者 からの事情聴取，訴状や準備書面の起案，証拠の整理まで，学生に実際に行ってもらいます。

また，事案に取り組む中で，実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。 ごく基本的な知識も，具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありません ので，このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思って います。

1 班 4 名程度で実施します。中間試験や期末試験などの学修スケジュールに配慮し，受講生の都合と調整しながら具体的な実施スケジュールを決めていく予定です。

## 【講義の内容と進行】

第1回 オリエンテーション
第2回—第14回 模擬法律相談，法律相談会，事件検討，相談案件検討，訴訟準備などの いわゆる民事弁護活動を行う。
第15回 民事（総合）•民事（家事・ジェンダー）•行政•労働•外国人の各クラスと合同で報告会•最終カンファレンスを行います。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

参考書として菅原•岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務，2004）

## 【備考•関連URL】

＜講義実施スケジュール＞
講義の日時については，取り扱ら相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期にす るなど，受講生と相談の上，柔軟に変更することがあります。
不明な点については，臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とします。
＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。
＜受講者への要望＞
意欲ある学生の履修を期待しています。

民事クリニック A

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

合計 8 件の相談案件を扱った。概要は，（1）パソコンのネット直販で画面暗転などの不具合 があり，交換されても解消せず，最終的に処理速度を低下させて症状再発を防いでいる状況 において売買契約解除の可否を検討した事例，（2）集落名名義で所有権の登記がされている入会地について，これを売却し移転登記する方法を問われた事例，③ネットオークションで購入した中古車に説明と異なるキズや不具合があった事例，（4） 3 か月の賃料不払いでの借家契約解除の可否が問題となった事例，（5）隣地に日照とプライバシーを害する建物が建築さ れようとしている事例，（6）自動車同士の軽微な接触事故で思わぬ人身傷害等を主張されて いる事例，（7）まつたトイレの修理をインターネットで見つけた業者に依頼したところ高額の修理費を払ってしまった事例，（8）投資用に所有しているマンション 1 室を売却したと ころ，同室に付着している賃貸借契約を解除することが売買契約上必要かどうかが問題と なった事例である。なお，このうち（2）と（4）は，クリニック所属事務所弁護士が過去に取り扱 った案件につき自らが模擬相談者となって相談会に参加してくれた案件であった。

また，上記以外に，根抵当権の被担保債権元本確定請求を経て，その抹消登記手続を行う案件1件（過去にクリニックで取り扱ったもの）を取り扱った。

今学期は，民法の幅広い領域に及ぶ案件を取り扱うことができ，案件数も多く，豊富な経験を積むことができたものと思う。（3）の案件に関する訴状や，時効援用通知などの起案も経験することができた。

## 2 受講生より

上記案件のうち，（2）では，権利能力なき社団の要件を判示した判例をもとに，実際に移転登記をするために必要な手続きについて書籍や先例を通して学習した。また，模擬相談者の先生から入会についていろいろとお話を伺うことができ，基本書や講義では詳しく取り上 げられない分野であるだけに非常に興味深く感じた。（4）は，普段から試験の勉強で扱ったこ とのある分野ということもあり，準備などは比較的しやすく感じていた。しかし，聞き取り が終わったあと，回答内容を検討している間に私が前提となる事実関係を誤解していたこ とに気づいた。試験などでは必要な前提事実は全て記載されており，あまり気にすることも なかったが，実際の法律相談では，全て自分で聞き出さなければいけないことを確認でき，反省しつつも勉強になった。（5）では，日照権という憲法でも新しい人権として成立した権利 について，相手方の建物の設計図を見ながら建築基準法や条例を当てはめて侵害の有無を検討し，争い方や侵害を証明する手段，相手方との交渉方法について学んだ。 7 7 は，クーリ ングオフについて検討した。これも普段の勉強ではあまり扱うことがなかったので，事前に調べて準備をした。しかし，聞き取り前で事実関係が明らかでない状態での準備は，何をど のように調べれば良いのかわからず，苦労した。また，回答内容としても，相談者様の目的

を達成することは難しいのではないかと思われるものとなり，現実に起きている紛争を解決する難しさも学んだ。⑧では，消費者契約法等の法律の要件に当てはめるだけでなく，相手方の言い分が契約書の約款のどの部分に該当するのかを確認し，その上で相手方の主張 の当否を検討した。契約トラブルという身近な問題において，契約書の約款がどれだけ重要 な役割を有しているのかを再確認した。
また直接相談者と対面することによって相談者の悩みや解決への真摯な思いを直に感じ取ることができ，こちらも真摯に対応しなければという責任感を感じ，日々の学習のモチベ ーションにもつながった。交通事故など日常に潜んでいる紛争を自分の知識を駆使して解決することの喜びを感じ，自分が何のために法律を学んでいるか再確認することができた。
一方で根本的な解決につながるアドバイスをできなかったと感じた事例も多く，相談内容を首尾よく聞き出すという目標に対し生身の人間を相手にするということの難しさを感 じた。また消費者や被害者を救うことのできない現実も知ることになった。その現実に立ち向かえるように今回の経験を活かし実務的な問題を意識しつつ今後の学習に励みたいと考 えている。

## 民事クリニックD <br> 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

合計 6 件の案件を扱った。概要は，（1）デザイナー業務受託に係る契約書のチェック，（2）身体障害のため車いすを利用する人が賃借したマンションの出入り口近くにガスボンベが設置され出入りが困難になった事例，（3）銀行に振替納税を依頼していたのにこれが行われず， そのために延滞税を課せられた事例，（4）賃借人が債務整理中を理由に賃料を支払わず，解除通知も受け取らず，別人が居住していた事例，（5）居住用マンションと一体で建設された店舗棟（平家建ての区分所有建物）の一部が取り壊された場合のその敷地の利用について，（6）購入した発泡ワインをペンチを使って開栓したら手を負傷した事例であった。なお，今学期は実際にクリニック事務所に寄せられた相談は（1）と（2）のみで，それ以外は，担当教員やクリニ ック所属事務所卉護士が過去に取り扱った案件につき自らが模擬相談者となって相談会を行った案件であった。
（3）の事例では，全国銀行協会が行っている銀行との紛争のあっせん手続を利用するため， その申立書の起案を行い，また，上記以外に，貸金に関する模擬相談も取り扱った。実際の相談案件がやや少なかったのは残念であったが，幅広い領域に及ぶ案件を取り扱うことが でき，（2）の案件では，障害法分野に詳しい黒覓隆茾護士の協力も得て，障害者差別解消法に ついても学ぶことができた。

## 2 受講生より

－（1）の案件につき，デザイン業務という多数の者が関わり様々な作業過程が存在する業務に

おいて，契約の各条項がいかなる意味を有するのか，あらかじめ当事者間でどのような契約 をしておくことが後の紛争の予防となるのかについて学ぶことができた。多様な形態があ るデザイン業務では，あらかじめ詳細な契約書を作っておくことは実際には困難であるが，報酬の支払いは当事者にとって特に重要なものであり後に問題となる可能性が高い。その ため，報酬については特に事前の合意が必要となり，具体的には，着手金，中間金，完成金 などの委託途中での報酬の支払いの特約などを定めておくことが重要となることが分かっ た。
－実務で扱う法律の幅広さを少し体感できたことは有意義であった。（2）の案件では，障害者差別解消法という法律にも触れたが，実務においては司法試験対象科目以外の法律も必要 である。馴染みがない法律についても苦手意識を持たずに検討することができるようにな ることが大事であると感じた。
－（3）の案件では，振替納税の法的性質について調心゙たり，振替納税失敗における債務不履行責任の存否やその相当因果関係ある損害はいかなるかについて検討をしたりした。試験な どにおいては，与えられた情報の中から解答していくものであるが，実際の生の事案では， まず，契約当事者は誰であるのかとか，本件の債務とは何か，なぜ振替納税失敗により発生 した延滞税は相当因果関係ある損害に当たるのか，資料を探して理論的に詰めて検討する ことは，実際やってみて大変だったし難しいと感じた。この経験を学生の時からできたこと はよかったと思う。
－（4）の賃貸借に関する案件を担当した際，事前情報による先入観にとらわれて，相談者が賃貸人であることを当然のものとして聞き取りに臨んでしまった。しかし，実際に相談を聞い たらえで改めて検討してみると，そもそも相談者と居住者が直接賃貸借関係にあるのか否 かという点も検討すべき問題であることが分かり，改めて再度その点について相談者の方 に聞き取りをすることになった。相談者のお話に対し，虚心坦懐に耳を傾け事実関係を把握 していれば，一回目の聞き取りで適切に問題点を把握できていた事案だっただけに，反省点 が残る結果となってしまった。
－机の上で学んでいることが実際の生活でどのように機能していくのかというイメージを持つことができた。また，実際の依頼者と話をすることで「どのように伝えるか」という力 を養うことができた。このように，法律相談という，いずれ実務家になった際に業務として行らことを学生のらちに経験し，その経験を踏まえつつ勉強をすることができるという点 が，クリニック授業を受講して非常によかった点であると考える。
－事例問題では問題文において事実が確定されているが，実務においては，法的判断のあて はめをするために必要な事実を確定することも求められていると考えた。このことから，問題を解く際であっても，事実摘示とその評価について相手を説得するための積極的な理由付けとなるあてはめを書くことが必要であり，1つ 1 つの事実の重要性を感じた。

民事クリニック E
報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

秋学期においては，模擬法律相談の他，実際の相談案件として，①友人に貸した物品の返還請求等に関する事案，（2）不正アクセスにより損害を被ったことを原因とするサイト運営会社への損害賠償請求等に関する事案，（3）盗撮被害を原因とする損害賠償請求等に関する事案，（4）継続的なカウンセリング契約の解除を原因とする代金返還請求等に関する事案の 4 件を扱った。①については，使用貸借契約終了に基づく返還請求等の各要件事実の検討，各要件を基礎づける間接事実•証拠の検討（返還合意の有無•貸渡した物品の特定等）を行 つた上で，相手方への通知文案についても検討•説明を行った。②については，損害賠償請求を行うにあたり不正アクセス禁止法という日頃あまり接することのない法律や裁判例等 を調査しつつ，いかなる具体的事実が立証できれば損害賠償請求が認められるか等につい て説明を行った。③については，損害賠償請求をするにあたつての権利行使の方法や金額等 について検討•説明を行った。（4）については，代金返還請求の各要件事実と各事実を基礎づ ける間接事実•証拠を検討のうえ，当方側の主張が認められないリスク・相手方からの損害賠償請求のリスクにも配慮しつつ，返還請求額の算定の考え方や相手方への通知文案につ いての検討•説明を行った。上記の 4 件の他，過去の実際の事件を題材に，模擬的に訴状の作成も行った。受講生たちは，事前に法的知識はもちろん，事案に応じて裁判例や文献の調査なども行い，さらに相談者への聴取事項を詳細に検討したうえで相談に臨み，当日は丁寧 に事実関係を聞き取っていた。今学期は，全ての相談を対面で行うことが出来た。相談者の中には，後日，大変な感謝の意を文章で伝えてくださった方もいた。解決困難な事案に対し ても，受講生は，最大限の事前調査を行い，また，ご相談者の心情に寄り添った回答を行っ ていた。受講生の責任感と使命感に敬意を表したい。

## 2 受講生より

まず，本クリニックを受講して良かった点は，座学では学べない実務的な視点を学べたこ とである。例えば（4）の事案については，相談者様から相談を受けたときは単純な準委任契約 と思えた。しかし，調べていく中で，実はほかの法律構成も複数考えられたり，相手方から逆に損害賠償請求などのリスクもあったりと，生の事案だからこそ多くの主張，リスクを考慮しなければならないことに気づけた。

次に，反省すべき点は，相談者様から相談を受けるときの姿勢である。相談を受けている際，次の質問や要件充足性などを考えるあまり，目線がパソコンに向いてしまうことが多々 あった。この点については，教員より指導を受け途中で気づけたが，やはり相談をする側か らすると印象が悪い。法律相談は法的な解決をするということだけでなく，その大前提とし て人と人とのコミュニケーションなのだと学んだ。この点は，反省すべき点であると同時に そこに気づけたので本クリニックを受講して良かった点でもある。

## 臨床法学教育（民事）家事・ジェンダー C•F

選択必修（実務系基礎科目） 2 単位

## 【担当教員】

棚村 政行／太田 和範／小島 秀一／外山 太士

## 【授業概要】

臨床法学教育（民事）家事・ジェンダーでは，実社会の中での「生きた家族法」を学び， ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈•事案の把握•相談者や依頼者との対応を行うこ とを学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得すること を目的とし，学生が，早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において，研究者•実務家教員の指導の下に，現実の事件処理に関与する方法（以下「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては，（1）法律相談事件の相談を直接担当する方法と，（2）教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学するなどし，書面作成に協力する等の方法がある。
（1）は，法律相談の申込みがあった事件について，予め設定した相談日に相談者に来ても らい，約 3－4名ずつに編制されたグループごとに，特定の事件について，複数の弁護士教員 の指導の下に大体 30－40 分事情聴取を行い，その後 10－15 分学生と教員が回答案について協議し，その後主として学生が教員の指導の下に大体 20－30 分程度で回答を行うというも のである。その回答で相談の目的が達成されれば，当該相談は終了となるが，さらに，相談者本人による調査や資料の取り寄せが必要であったり，あるいは学生•教員側の判例学説の調査などが必要であったりする場合には，継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。
（2）については，家庭裁判所での調停•審判は非公開であり傍聴が許されていないため，傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書，訴状•答弁書•準備書面•陳述書，交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか，（3）調停，法律相談活動のロールプレイ，面会交流の支援活動を実施する場合 もある。
事件の種類としては，離婚事件（財産分与，慰謝料，年金分割，親権，養充費，子の引渡 し請求，面会交流等を含む）•離婚前の婚姻費用分担請求事件，監護者指定，離婚後の紛争事件（養充費，親権変更，面会交流等）•認知•養子縁組等親子関係事件•遺産分割•遺言等相続関係事件が多い。
最終カンファレンスは，他のクリニックの履修生全員と一緒に行い経験交流をする。

## 【授業の到達目標】

生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

## 【授業計画】

実際の相談依頼の人数•相談内容に応じて，相談体制を組みあわせていくので，常に臨機応変に対応するものとする。

## 【教科書】

特になし。

## 【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社
秋武憲一『離婚調停』日本加除出版
片岡武•菅野真一『遺産分割•遺留分の実務』日本加除出版
梶村太市•岩志和一郎•大塚正之•棚村政行•榊原富士子『家族法実務講義』有斐閣，2013年

家族法授業で使用している各自の教科書

## 【備考•関連U R L】

詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会に参加するか，または弁護士法人早稲田大学リ ーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さい。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修得要件とする。
「家族法特殊講義」の履修が望まれる。
＜受講者への要望＞
家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。
将来，家事事件を得意とする弁護士•裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待す る。

## 家事・ジェンダークリニックC

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

受講学生 4 名，教員 2 名（棚村•太田）で授業を実施し，全部で 6 回の家事相談事案を実施した。その内容は，（1）兄弟間でもめている遺産分割について相談，（2）離婚後の親権変更に関する相談，（3）配偶者から離婚を求められているが婚姻関係を継続したい意向を有する方 からの相談，（4）被相続人が外国籍である遺産分割協嶬についての相談，（5）相続に付随する使途不明金に関する相談，⑥出生届の記載内容についての相談であった。
本学期は，新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し，相談者の希望により対面での相談とオンラインでの相談を使い分け相談を実施した。オンラインで無料相談を実施したこ とについては，遠方からであっても気軽に相談ができてとても助かったといったご感想を相談者の方から頂くこともでき，昨年度に引き続き好評であったと思われる。
相談内容としても，上記の様に多種多様の相談が寄せられ，離婚及び相続分野ともに，幅広い争点を含む相談に取り組むことができたため，学生にとっても，充実したクリニック活動になった。
また，今学期は，法律相談ではあるものの，相談者の悩みの本質，背景には感情的な問題 や，人間関係に基づく軋轓などが存在すると思われる相談が数多く寄せられた。このような相談にどのように対応するかという点も，家事事件を実務で取り扱うに当たっては避けて は通れない側面であり，学生の段階でこのような相談に直面し対応をするという経験を積 めたことは非常に貴重な経験となったと考えられる。

## 2 受講生より

（1）良かった点
訴え提起の具体的な手続きや妥当性といった授業では扱わないような実務的な内容の検討や，現実の事案における離婚事由が認められるかについての検討等をすることができ，民事訴訟法や家族法の理解が深まった。また，相談者が何を望んでいるかを常に考えて，法的観点だけでなく広い観点で問題解決に臨む姿勢を学ぶことができ，勉強になった。
（2）反省点
当日に相談者から新たにされた質問についてとっさに回答することができず，悔しさや もどかしさを感じることがあった。
また，相談者と対話する中で法的回答を述べられるようにできるのが理想であるが，準備 した内容を一方的に話してしまうことがあった。例えば，普段使っている法的専門用語をそ のまま使ってしまい，らまく伝わっていないことがあった。将来弁護士になった際には，相談者の様子を見つつ，疑問点がないか確認しながら説明するよう心がけたい。
（3）その他
「司法試験に集中すべき」という理由でクリニック授業を受講しないのはもつたいない

と感じる。なぜなら，クリニック授業で扱った知識は，他の知識よりも深く理解できるため，論述試験にも大いに活きるからである。また，自分の説明によって相談者の表情が明るくな っていく様子を目のあたりにすることで，法律が人のためになることを実感でき，勉強のモ チベーションにもつながる。

したがって，ぜひクリニック授業を受講してほしいと思う。

## 家事・ジェンダークリニック F

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

受講学生 6 名，教員 2 名（棚村•太田）で授業を実施し，全部で 4 回の家事相談事案を実施した。その内容は，（1）祖父の相続について，叔父から遺留分侵害額請求の通知が送られて きたことについての相談，（2）自筆証書遺言に法定相続分を超える財産が他の法定相続人へ相続する旨が記載されていた中で，残りの遺産についての遺産分割協議に関する相談，（3）配偶者から離婚を求められているが婚姻関係を継続したい意向を有する方からの相談，④婚約者からの一方的な婚約解消の申出に対して慰謝料の請求をしたいという方からの相談で あった。
本学期も，新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し相談者の希望により対面での相談とオンラインでの相談の双方を予定していたが，結果として実施した相談は全て対面に よるものとなった。
相談内容としても，上記の様に様々な内容の相談が寄せられ，離婚（男女間紛争事案）及 び相続分野ともに，幅広い争点を含む相談に取り組むことができたため，学生にとっても，充実したクリニック活動になった。特に家事事件分野の特色である，法的な論点に限られな い，感情的，心理的問題に根差している問題点を含む相談が比較的多かったと考えられる。学生の段階でこのような相談に直面し対応を迫られるという体験をしたことは，法曹実務家を目指す学生にとって非常に貴重な経験となったと考えられる。

## 2 受講生より

クリニックでは実際の案件を担当するため，相談者の方と真剣に向き合う経験ができ，責任の重さを実感できた。これまで机上での学習における事例問題でしかイメージできなか った家事事件であったが，担当案件を通して，解決への道筋をゼロから考えなければならな い実務の難しさと事例問題との違いを体感することもできた。その過程で，相談者から提出 された見慣れない資料の内容を理解するのにも時間がかかったが，相談準備段階で調べた ことは法律知識外のものも多く大変勉強になった。
離婚や相続という，よりプライベートな問題に立ち入る家事事件においては，相談者の真意が事前に伝わってこないことも多いため，表面に現れている相談事項について機械的に法的見解を示すだけではなく，対話を通じて相談者の真意を理解し，判断しなければならな

いと感じた。また，相談者とのやりとりをバランス良くまとめることも重要であり，最終的 にわかりやすく受け止めやすい形で説明し，納得してもらう技術も必要であると痛感した。特に，相談者にとって不利だと思われる事実の聞き取りや，相談者が期待している法的主張が難しい時の返答など，実際にやってみると相談者の顔色を伺って必要な情報が聞き出 せず，相談者の真の利益になるような説明をすることの難しさがよく分かった。

クリニックでは，法律関係に影響のある事実を拾い上げ，実際の紛争で問題になる証拠や主張に関する事項を検討するなど，実務のほんの一部を垣間見たにすぎないが，私たちが将来直面することになる机上の事例問題とのギャップについて，実務に出る前に認識できた ことは，今後の学習をより効果的に行う点においてもとても有意義であった。

クリニックで事前に検討すべき資料は膨大なため，全てに目を通すだけでも大変な作業 となるが，一つ一つの資料が問題解決の糸口となり，重要な意味が隠されていることもある ので，資料の丁寧な読み込みの大切さを学んだ。また，クリニックを振り返ると，自分の担当ではない相談案件についても，相談担当の学生にアドバイスや提案ができるよう，クリニ ックメンバーの一員として事前に資料を十分に検討する時間をとるべきだったと思う。時間的な制約があるため，実行するのは大変かもしれないが，問題解決の道筋は一つではなく，事件自体も様々な視点から見ることで多様な解決の提案に結びつくので，事前の検討段階 でより広い視野で事件を見て検討し，メンバー間での活発な意見交換ができれば，より充実 したクリニックになると思う。

## 臨床法学教育（行政）A•B

## 選択必修（実務系基硽科目） <br> 2 単位

## 【担当教員】

人見 剛／水野 泰孝

## 【授業概要】

行政事件（行政をめぐる民事事件を含む）について，法律相談，事例検討，（事件受任時 には）起案等を行うことを通して，行政事件の実務を学びます。
カンファレンス（取り扱った事例の発表）は，民事班と共同で行います。

## 【授業の到達目標】

弁護士になり行政事件に直面した際，これに対処することができる実務的な基礎技能を身に付ける。

## 【授業計画】

行政クリニックは，教員と学生が 1 つのグループとなり，実際の行政事件について，法律相談をはじめ，各種調查•検討，各種文書作成等を自ら行うことを通して，行政事件の実務 を学ぶ科目です。
取り扱ら事件は，リーガル・クリニックに新たに持ち込まれた事件，教員が関与している事件といった，現実に進行している生の事件です。法的紛争事件に限らず，地方自治体から の条例制定等の相談といった案件を取り扱うこともあります。
講義の合計時間は他の 2 単位の科目と同様であり，講義の準備に要する時間も，配当単位数（2 単位）に見合った作業時間（講義と準備を合わせて 90 時間）を上回ることのないよ う，学生の負担についても配慮します。
2 年生については，単位の関係で正式履修が難しい者もいると思われますが，試行プログ ラム（単位にならない）として参加することも可能とします。具体的な講義実施スケジュー ルは柔軟に検討します。この場合，改めて 3 年次に正式に履修することも可能です。この形 で応募する学生は，「試行プログラムとして参加を希望する」旨明示して志望票を提出して ください。

講義の内容と進行
第1回 オリエンテーション
第2回—第14回 法律相談，各種調査•検討，各種文書作成といった，行政事件に係る諸活動を行います。ただし，必ずしも毎週決まって授業の日時に集まるものではありません。第 15 回 カンファレンス（取り扱った事例の発表）は，民事班と共同で行います。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

特になし。

## 【備考•関連U R L】

＜講義実施スケジュール＞
取り扱う事件の状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ごとに柔軟に設定することとされています。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会に参加する か，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さ い。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とします。 なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とします。
＜受講者への要望＞
意欲ある学生の履修を期待しています。

## 行政クリニック A

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

（1）法律相談を 5 件実施。法律相談に先立ち相談内容についての事前検討を行らとともに，法律相談実施後に反省会•相談者へのフィードバックの検討も行った。
（相談（1））隣接地におけるアパート建築をめぐる建築紛争をめぐる相談。建設会社への働 き掛けをアドバイスしたところ，建築計画が見直されることになった。
（相談（2））「ファスティング（断食）サービス」という新事業の法令適合性についての相談。
（相談（3））相談（1）の建築紛争に関連して，各種書面等の情報公開請求に関する相談。
（相談（4））銃砲刀剣類所持等取締法に基づいて狶銃を所持するにあたっての射撃教習を受ける資格を不認定とされたことをめぐる争いについての相談。審査請求手続きを受任。
（相談（5））読書感想文集を対象とする情報公開請求に関する相談（早稲田大学の学生の方 から，卒業論文に用いるための資料収集にあたっての相談）。
（2）相談（4）について，審査請求手続きを受任した。学生の方々が審査請求書を作成し提出。
秋学期は，この事件についても引き続き取り組む。

## 2 受講生より

## 【学生（1）（3年生）】

クリニックに参加したことで，座学と全く異なる経験ができた。
行政法クリニックは，使うべき法令の選択からはじまる。そして，裁判例等の調査，受講生同士での相談，先生方からのアドバイスなどから回答を練る。使ら法律が指定され，用い るべき判例も定まっている試験の解答の作成とは全く異なる難しさを知った。同時に，知ら ない法令や裁判例を使って事案を考える楽しさを味わえた。さらに，勉学以外の面でも，受講生同士の仲が深まり，また，相談者の喜ぶ姿にはやりがいを感じた。これらのことから， クリニックに参加して大変よかったと感じた。
なお，相談会において，特に法令や裁判例は，口頭の説明に終始したが，簡易なものでも相談者に対する資料等を作成できればよかったと感じ，これは今後の反省点である。

【学生（2）（2年生）】
私は法律の勉強を始めてから1年少ししか経っていないが，行政クリニックに参加した ことで法律家としての基礎体力が身についたように思う。まず当該事案において何が問題 になり，どういった手段をとり得るのかを分析し，法令，行政規則，判例，ガイドラインな どを調べ，相談者の疑問に答える。相談者がとり得る手段を示し，相談者が望む結果が難し ければその旨を伝える。また，法律論ではないことでも，指摘すべきことがあれば指摘する。弁護士であれば当然にしていることだと思われるが，実際の事案をいくつもこなすことに よって，学生ながらに少しは身につけることができたと思う。

そして学んだ経験は授業外でもすぐに生かすことができた。実際の事案においてはそも そもどの法令を調べれば良いか分からないことも多い。それと比べれば参照法令が与えら れている行政法の試験は非常に簡単に感じた。また，法律事務所のインターンで初見の法令 を調べる課題を与えられた際も，抵抗なく取り組むことができた。

## 行政クリニックB

報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

今期の取組みとして，
（1）新件の法律相談を 2 件実施。法律相談に先立ち相談内容についての事前検討を行うと ともに，法律相談実施後に反省会•相談者へのフィードバックの検討も行った。
（相談（1））厚生労働省が設ける「緊急雇用安定助成金」について，その申請をして支給を受 けるなどした者が，労働局より，支給要件を満たしていなかったとして支給された助成金相当額の返還を求められるとともに，今後も支給しないと伝えられるなどしていることへの対応についての相談
（相談（2））相談者が所有する擁壁から歩道に水が流れ出ることへの対応に関して，販売業者 や行政への働き掛けについての相談
（2）前期からの引き継ぎ・継続案件として，銃砲刀剣類所持等取締法に基づいて弾銃を所持するにあたっての射撃教習を受ける資格を不認定とされたことに対する審査請求事件へ の対応（令和 3 年 8 月 9 日に審査請求）

## 2 受講生より

【学生（1）（2年生）•••相談（1）に関して】
行政法クリニックを受講して，とてもよかったと思う。その最大の理由は，行政事件の相談といっても，問題解決のためには，民法や労働法等の知識が不可欠であることを，現実の事案を目の前にして，実感することができたからである。
また，クリニックの受講を通して，反省すべきと感じた点もあった。その一つが，私自身 に，本授業が，「法律相談」であることの意識が欠けていたことである。法的な論点だけで なく，相談者様が困っている点，助言を求めている点につき，しっかりと検討した上で，条文や判例の調査等に臨めば，常に相談当日を意識することによって，準備期間をより有効に使えたのではないかと考えている。
【学生（2）（ 2 年生）•••相談（2）に関して】
行政クリニックでは，まず，事前に得られる情報の量や質は，相談者によって大きく異な り，座学で解いている問題文のように最初から事実が揃っているわけではないことを痛感 した。また，相談を受けた当初は行政法上での解決ばかり考えてしまったが，実際には民法 の条文や不法行為等の判例を参照することの方が多く，実体法同士の繋がりを実感した。

反省すべき点としては，担当した事案に類似した判例をうまく見つけることができなか ったこと，また，個別法の理解が浅かったこと，そのために解決案をあまり法律に引き付け られなかったことが挙げられるが，相談者が満足している様子を見て，実務へのモチベーシ ョンが上がる貴重な機会となった。

## 臨床法学教育（刑事）

選択必修（実務系基喽科目）2単位

## 【担当教員】

吉田 秀康／趙 誠峰／水橋 孝徳

## 【授業概要】

この科目では，刑事事件を受任し，弁護士資格を有する教員とともに，刑事弁護人として の職務を遂行する。現実の事件を担当することで，刑法や刑事訴訟法が現実の事件にどのよ らに適用されているか，法律家の役割はどのようなものか，身体拘束を受けている被疑者•被告人がどのような状沉にあるか，また関係諸機関がどのように機能しているかを学ぶ。ま た現実の依頼者のために活動することで，弁護士としての倫理，専門職責任などについても学ぶ。

Aクラス（春学期班），Bクラス（秋学期班）共に各 1 2 名を募集するが，捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため，春学期班は夏季休暇中に，秋学期班は春季休暇中に開講 する。

Aクラス（春学期班：8月初旬～9月中旬），Bクラス（秋学期班：2月初旬～3月中旬）

## 【授業の到達目標】

現実の事件処理をとおして，刑事弁護の仕組み，刑事弁護人の心構え・倫理などを基本的に理解し，併せて刑事弁護の重要性を肌で体験することを目標とする。

## 【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては，主に捜査弁護であり，弁護士会が実施している当番弁護制度を利用し，派遣要請を受けて行う。学生が担当する職務は，依頼者との接見，事実調査，関係者との面談，書類作成，各種申立など，法令が許容する範囲で，可能な限り，并護士と同様の職務を，学生が主体的に并護士と同様の責任を持って行ってもらう。
具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと，当番弁護事件の配点を受けて出動し弁護活動を開始するが，その具体的内容は班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定す る。終了後は全部の班が参加して報告会を行い，最後に各参加学生が報告書を作成•提出す る。

## 【教科書】

特になし。

## 【参考文献】

「刑事弁護ビギナーズ ver．2．1」（現代人文社）

## 【備考•関連URL】

$<$ 受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済みか，または並行して履修していることを受講要件とします。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって臨床法学教育科目の単位取得要件とします。

## ＜受講者への要望＞

特になし。

## 刑事クリニック A班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

受任した事案は，被疑者が，あるJRの駅前広場で飲酒していたところ，以前，被疑者の持ち物を壊した男と遭遇し，その男と喧嘩をしているところを仲裁に入った駅員に対して頭突きなどの暴行を加えたというものであった（逮捕•勾留された際の被疑事実は傷害罪で あったが，公判請求された際の罪名は暴行罪であった）。
被疑者は，60歳代の生活保護を受給して生活している無職の者であり，また，公務執行妨害，傷害等の粗暴犯前科が 10 件以上あり，しかも，累犯前科もある状況であった。この J R の駅前広場には，被疑者を含めて数名の者が日中から飲酒している状態であったが，被疑者にとっては，このコミュニティーが社会との接点といえる状況であった。

なお，被疑者は，本件当時の状況については，飲酒のため全く記憶していないが，被害者 が暴行の被害にあったと言うのであれば，そのとおりの事実を行ったと思う供述し，被疑事実を認めていた。
受任した後，接見を行ったところ，学生も含めて秘密接見を行うことができ，学生達は，全員が複数回の秘密接見を体験することができた。
まず，被害者との示談を試みたものの，被害者から拒絶された。
被疑者が再犯を犯す可能性を少なくするために，生活保護を受けながら，この駅前のコミ ュニティーからの離脱するために都外に移住することを検討し，また，飲酒の上での犯行で あることから，酒を断つ方法も検討した。

これらの検討を行いつつ，検察官に対する勾留請求を断念させるための意見書の作成及 び面談，勾留裁判官に対する意見書の作成及び面談，勾留決定に対する準抗告，勾留延長に対する準抗告，さらに，検察官に対する不起訴処分を求める意見書の作成などの弁護活動を行ったものの，残念ながら，公判請求されるに至った。公判請求された後に身元引受人も確

保して保釈請求も行ったが，却下された。また，勾留中，被疑者に対して，アルコール依存症や怒りをコントロールすることに関するワークブックを差し入れて，被疑者においてワ ークブックの質問に対する回答を作成させるなどした。
学生達は，その後も自主的に活動を続け，被告人質問案の検討，弁論要旨の検討を行った上，東京地方裁判所における第1回公判期日は，全員が傍聴した。
検察官の論告の懲役1年に対して，弁護人は，弁論において量刑意見として懲役8月と主張したところ，裁判所は，被告人に対して，弁護人の量刑意見どおりに懲役8月の刑を宣告 した。

## 2 受講生より

机上の事例とはちがら生の葛藤をはらむだろう刑事弁護実務を，学生のらちから少しで も知り，学び，意識したいと思い，刑事クリニックを受講いたしました。初日から1ヶ月以上が経ち，振り返って思うのは，想像以上に，刑事弁護は難しく，やりがいがあって，面白 いということです。
幸運なことに我々の班は被疑者と秘密接見ができたため，被疑者とは事件の詳しい事情 も含めさまざまなお話をしました。私が回を追うごとに感じたのは，「被疑者」と記号のよ らに置き換えることのしがたい，ひとりの生きた人間が存在することの重みです。残念なが ら，被疑者を身体拘束から解放することはできませんでしたが，接見で，釈放されてこのよ うなことをしたい，と語る姿や，「学生の皆さんもよろしくお願いします」と我々相手にも快く協議に応じてくださった姿を思い浮かべると，どうにかこの人のためになる活動をし たいと，熱い気持ちになったことを覚えております。

しかし，やはり，刑事弁護の難しさとは，タイトで過密なスケジュールにあります。たと えば，「まずは10日間の勾留」「もう10日間の勾留延長」と，座学では散々習いますが， この期間制限も，被疑者にとっては人生のうちのかけがえのない時間が刻々とすぎていく一方で，弁護側にとっては，完璧な弁護を用意するにはあまりに時間が足りず，どうしょう もない時間との戦いにはやるせなさも感じました。限られた期間のなかでどのような活動 をどこまで行うのが最適か，先生方が方針の舵取りをしてくださる場面もありましたが，そ のようなとき，被疑者への思い入れから気持ちばかりが先走るのではなく，冷静に，できる こと・やるべきことを取捨選択する実務の勘というものの大切さを目の当たりにしました。
また，依頼者を助けるには，ただ刑事手続きをガイドするような刑事系の法律まわりの知識や考え方だけではなく，依頼者の問題を根本的に解決することに役立つような，自治体の制度や犯罪者の更生支援など，いろいろな情報の引き出しを用意したうえで，それらを関連 させながら依頼者のための環境調整を行うことも不可欠なのだなと学びました。この点に ついては圧倒的に知識不足であり，先生方からご助言をいただきながらいろいろな調査に当たりましたが，実務では，なにか決まりきったゴールがあるわけではないので，発想力と柔軟さをもって能動的にたくさん動き，たくさん資料を得ようとする愚直さも大事だなと，

身をもって感じました。
刑事クリニックを受講し，実になる体験から学べたことが多くある一方，改めてその難し さが身に迫ってきたともいえます。同時に，刑事弁護とは，なにか明快な正解があるわけで はなく，難しさを感じて当然であり，依頼者のために頭を悩ませ，しかし辛抱強く向き合う ことを諦めない，そのような活動であるべきなのではないかとも感じました。カンファレン スで水橋先生も仰っていましたが，刑事弁護のやりがいを感じる原体験のような機会とな りました。ひとりの人間として被疑者と向き合い，共感し，悩み，また，刑事手続きにおけ るさまざまな書類も，班員たちで話し合いながら主体的に作成した経験は，確実にこれから の自分の糧となる，貴重な財産です。

改めて，この授業を開講し，そして受講を許可してくださったことに，心より感謝申し上 げます。どうもありがとうございました。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

受任した事案は，被疑者が，道路の反対側のアパートの室内を䮘くために，別のアパート の外階段に登ったということで邸宅侵入をしたという事案である。このアパートの外階段 は，公衆用道路に面しており，そこに侵入するに際して門扉がなく，階段のフェンスがある のみで，誰でも自由に侵入できる構造となっていた。

接見する前に，被疑者の母親から架電を希望されており，同女に架電したところ，被疑者 は逮捕前に同女に電話を架けて，本件の内容及び逮捕に至るまでの経緯について話をして いたことから，接見前の時点で，本件に関する情報を得ることが出来た。

その後接見を行ったが，学生も秘密接見を行うことができ，被疑者は，本件犯行を認めて いた。
接見終了後，被疑者の母親と面談し，被疑者には逃走のおそれ及び罪証隠滅のおそれがな いことに関して同女の陳述書を作成するとともに身元引受書に署名•押印してもらった。本件については，誰でも容易に侵入できるアパートの外階段に登ったに過ぎず軽微な事案であること，被疑者は本件犯行を認めている上，被疑者はアパートの管理者は知らないし，通報者の女性の居室も知らないことから罪証隠滅のおそれはなく，また，母親が監督するこ となどから逃走のおそれもないことを理由として，検察官に対して勾留請求しないことを求める意見書を作成し，上記の陳述書等を添付して検察庁に提出し，さらに検察官と面談し た。

しかし，検察官は，通報者に対するストーカー目的で本件犯行を敢行したと主張して，勾留請求したことから，裁判官に対して，検察官の主張は不自然であることなどを主張して，勾留しないことを求める意見書を提出したが，勾留決定がなされた。その後，勾留決定に対 する準抗告を行ったものの，準抗告は棄却された。

ところが，勾留5日目に至り，検察官は，処分保留で被疑者を釈放した。

その後，学生において，不起訴処分を求める意見書を作成して，検察官に提出したところ，被疑者は起訴猶予処分となった。

## 2 受講生より

本年度の秋学期に「刑事訴訟実務の基礎」にて，捜査弁護活動について，座学で学ぶ機会 はあったものの，具体的イメージを持つことまではできていなかった。刑事クリニックでの活動を通して，被疑者が身体拘束されてから終局処分に至るまで，一連の流れの中で実際に并護活動を行うことで，捜査并護活動について具体的イメージを持つことができ，理解を深 めることができた。
配点連絡票を最初に見たとき，邸宅侵入事件とのことで，勾留請求されずに釈放されるの ではないかと漠然と感じた。しかし，初回接見にて，被疑者に複数の前科前歴があることが判明し，勾留請求がなされるのではないかと感じるようになった。このことから，接見で被疑者から話を聞くまでは，事件の全貌を把握して見通しを立てることは困難であると感じ ることができた。
本件被疑事実は，被害者がアパートの 2 階共用廊下に侵入したという内容であった。そ して，被疑者の前科前歷は，いずれも性犯罪に関するものであり，本件のような邸宅侵入罪 とは直接的には関係がなかった。しかし，本件は，立入目的において性犯罪のような要素を含むと捉えらるものであった。立入目的について，被疑者は，当初から，向かい側のアパー トを覗く目的であったと主張していたのに対し，捜査機関は，通報した女性につきまとう目的であった可能性も視野に入れて捜査をしていた。そこで，捜査弁護活動においては，被疑者の前科前歴や想定される捜査機関の主張も踏まえて各意見書を作成した。
具体的には，（1）勾留請求前の意見書，（2）勾留請求却下に向けた意見書，（3）準抗告申立書，
（4）不起訴処分に向けた意見書を作成して提出した。
被疑者が身体拘束されてから検察官が勾留請求の判断をするまで 72 時間という時間制限 があることから，事件が配点されてから（1）勾留請求前の意見書を提出するまで，特に迅速に活動する必要があると感じることができた。
（1）勾留請求前の意見書，（2）勾留請求却下に向けた意見書，（3）準抗告申立書では，勾留要件 の欠如について主張した。勾留要件について，実際の事案を分析して各要件にあてはめ，書面を作成することを通して，理解を深めることができた。（1）勾留請求前の意見書の提出に際 して，検察庁を訪問して担当副検事と面談する機会と，（2）勾留請求却下に向けた意見書の提出に際して，担当裁判官と電話で面談する機会があった。副検事•裁判官の反応を肌で感じ ることができ，非常によい経験となった。
準抗告申立書の提出後の活動として，特別抗告と勾留取消請求も候補として挙がった。し かし，準抗告棄却の 2 日後に，被疑者が釈放されることが判明したことから，（4）不起訴処分 に向けた意見書のみを提出する運びとなった。不起訴処分に向けた意見書では，刑訴法 248条に挙げられている要素を中心とした，各考慮要素が不起訴処分を求めるとの意見書の結

論にどのように繋がるかという位置づけの検討が難しかった。
終局処分について，本件では不起訴処分となり，達成感を味わらことができた。

## 刑事クリニックB班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

取り扱った事件：窃盗被疑事件
事案の概要：スーパーでアイスクリームを窃取したとされる事案
活動の概要：学生 4 名。初回接見から全員で秘密接見に立ち会うことができた。その上で，勾留却下に向けた活動を精力的に実施した。教員と学生とで家族に会いに行き，身体解放の環境を調整したり，現場のスーパーに赴き防犯カメラの位置を確認したり，事件の再現を行 うなどした。
その結果，勾留請求が却下されたが，釈放の際には学生が依頼者を迎えに行き，家族が到着するまで依頼者と学生とでいろいろな話をすることもできた。その後，在宅事件となった後の法律事務所での打ち合わせにも学生が主体的に参加し，示談交渉など不起訴に向けた活動を行うものの，結果としては略式起訴で罰金となった。

## 2 受講生より（各受講生より抜粋）

积放直後の被疑者と 2 時間近くトークする機会があった。そこで感じたのは，接見室で の被疑者とは違って，明るくてお喋りの方であったといらことだった。落ち込んでいて，諦念していた接見室での様子は見られなかった。本来の明るくてお喋な被疑者をそうさせた のは身柄拘束による精神的ダメージだったのである。そこで，このように被害者の精神を疲弊にする処分は慎重に行われるべきであり，濫用されることがないように気を付けるべき であると考えた。

逮捕から最大 23 日間もの拘束期間は，あまりにも過酷で，仕事や人間関係をズタズタに引き裂くには十分すぎるものである。その精神的苦痛は想像を絶する。私なら一睡もできな いだろう。有罪判決が確定しているわけでもないのに，かくも惨たらしく自由を奪われる理由を，私は全く理解することができない。しかも，我々は常に不利な立場にある。起訴前の弁護活動においては，証拠を見られず，取調べへの立会いも許容されない。そうした中で，依頼者の方を不当な訴追から防御するのは容易でない。

身体拘束からの解放の重要性と当番弁護制度の重要性を学びました。私は，依頼者が逮捕 されてから 3 日連続で接見に行きましたが，日を追うごとに精神的に疲弊している印象が あり，3日目にはお話しする中で沢を流している姿を見て，身体拘束が精神的にも肉体的に も負担を課すものであると感じ，身体拘束からの早期解放が重要であることを学びました。

そして，先生とお話しする中で，私たちが当番弁護士として受任していなければ，依頼者は勾留されていたということに気付き，当番弁護という制度は，勾留の必要がない人が不当に身体拘束されることを防ぐことができる重要な制度であると感じました。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

取り扱った事件：公務執行妨害事件
事案の概要：交際相手ともめて，交際相手が交番に駆け込んだところ，それを追いかけて いって警察官に暴行をしたとされた事案
活動の概要：学生 4 名。初回接見から全員で秘密接見に立ち会うことができた。否認事件。取調べで黙秘するかどうかについて学生主体で議論をして，黙秘を選択。勾留阻止に向けた活動として，依頼者の家族との面会，相手方（被害者）との面会，職場の関係者との面会な どを学生主体で行う。結果，勾留請求はされたものの，勾留請求却下で釈放される。
その後の在宅事件としての活動の中で，検察官からは略式起訴をもちかけられ，罰金に応 じるか裁判をするかという点についても十分な議論ができ，依頼者には裁判を進めること とした。結果，不起訴処分。

## 2 受講生より（各受講生より抜粋）

身柄を解放された被疑者 Y さんに全員で会いに行ったが，前の日までの消沈した顔とは打って変わって明るくなった彼の顔を見たときには，これが弁護士のやりがいなのだと実感することができた。

B班では，班で議論した末，Y さんに取調べでの黙秘を指示した。しかし，Y さんは黙秘 したことが検察官の心証を悪くしたのではないかと不安を感じており，私自身も正直それ でよかったのかという不安もあった。これを通して，どちらを選ぶにも勇気が必要だが，し っかりとした根拠と覚悟を持って指示しなければならないと思った。

Y さんとの面会が終わって接見室から出る際に，何か Y さんに声をかけなければという思 いに駆られ，自分は「Y さんが早く釈放されるように，書面の作成を全力でします」と声を かけた。すると，Y さんは僕たち学生にも頭を下げて「お願いします」と言ってくれた。こ の事件は自分達が担当しているのだと改めて実感し，全力を注いで Y さんを身体拘束から解放しなければいけないと思った。その夜，私たち学生は，検察官に対する意見書作成での反省点も踏まえて，深夜まで入念に書面を作り，翌朝提出した。無事勾留請求が却下された ときの達成感は一生忘れることはできないと思う。

## 刑事クリニックC班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

取り扱った事件：器物損壊事件
事案の概要：交際相手のスマホを壊したとされる事件
活動の概要：学生 4 名。初回接見から学生全員が秘密接見に入れるも，依頼者はやや不安 な様子。その後，身体拘束からの解放に向けて依頼者の職場に行って身柄引受書類を作成す るなどした。そして，被害者とされる交際相手とも電話で連絡をすることができて，被害者 からは過去の依頼者の暴力（DV）の事実などを打ち明けられる。ところが，翌朝には被害者がすべてを許したいとのことで，結局は被害者とともに警察署に赴き，告訴取消書を作成 し，その場で釈放されることとなった。

## 2 受講生より（各受講生より抜粋）

依頼者の名前や性別，何の事件なのか，依頼者がいる署の場所はどこかなどの情報しかな い中で，事件の詳細を明らかにするには依頼者からの情報が全てで，そういう意味で少なか らず依頼者の視点から語られた情報を，客観的な情報と錯覚していたのだと思います。しか し，それはあくまで依頼者視点の情報で，被害者の方の視点が加わった瞬間，それまでの頭 の中の構想がぐちゃぐちゃになり，客観的に捉えていたつもりの事実がそう単純なもので はなかったということがちょっとした裏切りにさえ感じてショックを受けました。勝手な ことですが，依頼者に必要以上に同情してしまっていたのかもしれません。それでも，どん な事実が明らかになったとしても，私にとっての O さんは依頼者の方であり，彼の権利利益 のために弁護活動をするのだから，私の O さんに対する個人的な感情はそこに一切必要な いと感じました。また，それは私が思う私のスタンスにすぎず，同じ班では，Oさんとはも う会いたくもないと思うほど動揺した子もいて，「刑事弁護」というものの存在意義，あり方そのものを自分の事として強く考えさせられた良い経験となりました。

今回刑事クリニックの授業を受講し，弁護士という仕事の難しさを切に感じました。法曹倫理の授業で学んだように，たとえ，自分の心の中で「この人は実は嘘を言っているのでは ないか」「信用していいのか」等の疑念が浮かんだとしても，弁護士（弁護人）はもっぱら依頼者の権利•利益の擁護のために活動します。頭の中ではそれを十分理解していましたが， クリニック活動中，被害者の話を聞いた時に，「このまま私が活動することで，依頼者が釈放されたとしても，また罪を犯してしまったら？それがより重大な犯罪だったら？」と依頼者に対し疑念を抱いてしまったのです。そう感じた時，今まであった依頼者を全力で助けよ うという信念が摇らぎました。本件は無事解決しましたが，依頼者に対し一度疑念を持って しまうと，それとこれとは別として依頼者のために活動する，というように割り切ることは，答案で書くようには簡単にいかないことであると感じました。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

案件は，大型のスーパーマーケットにおいて，依頼者が 80 点強の商品を会計せずに店外 に持ち出そうとしたという窃盗被疑事件であった（自白事件）。依頼者は，多数前科（直近前科は平成30年に執行猶予期間が満了したというもの）があり，事件当時はうつ病で仕事 をすることができず，生活保護を受給しており，同居親族もいなかった。
勾留阻止活動としては，知人の身柄引受人を確保するとともに，早期に示談関係の動きを始めた。検察官は，勾留請求をせず在宅事件となった。その後，被害店舗との間では示談が成立し，本書作成現在では終局処分はなされていないが，不起訴処分見込とされているとこ ろである。
依頼者対応では苦労が多かった。釈放後，依頼者との関係では生活改善に取り組もらと服用していた薬や生活費の収支の記録をつけることを依頼していたが，依頼者とは連絡がほ とんどつかず，これら約束が履行されたかは不明なままとなった。また，依頼者は無断で複数回にわたって弁護人との面談予定を欠席し，最終的な意見書の提出前にも連絡が取れな いなどの問題があり，この点は率直に学生に不興を買っていた。
案件としては比較的スタンダードなもので，身柄関係についても，終局処分についても，一定以上の成果を収めることができた。他方で，特に上記したような粎放後の依頼者の行動 と，収めた成果の間には感情的なギャップがあり，学生にとってはモチベーションや刑事弁護の意義を感じにくい類型の事件であったとは思う。ただ，教員としては，その点も含めて，依頼者は弁護士をどのように見ているのか，弁護士が何のために仕事をしているのか，刑事弁護における成果とは何か，などを考えるきっかけにして欲しいと思っている。やや酷な点 もあるものの，非常にリアルな事件であったと振り返っている。

## 2 受講生より

私は刑事クリニックを受講したことで，逮捕•勾留直後から公判に向けて刑事弁護人がど のような役割を果たしているかについて，ロースクールの授業で学んだことをより深く理解することができたように思う。
刑事弁護人は，逮捕直後に被疑者と接見し，被疑者が勾留されないように検察官に対して勾留請求しないことを求める意見書を送る。検察官が勾留請求をしたときには，裁判官に対 し，勾留決定をしないことを求める意見書を送る。
私は恥ずかしながら刑事訴訟法などの法律に規定されていない，このような意見書を作成することが，弁護人の役割のらち，これほど重要な役割を果たしているとは知らなかった。意見書の作成に当たっては，被害者がいる事件であれば被害者との示談書や，その交渉過程 の報告書が必要になる。被疑者に同居人や家族がいない場合には，身元引受人を探すことも必要になる。逮捕から勾留請求まで 72 時間といら刑事訴訟法の知識としてはおなじみの時間制限に，検察官に対して送付することを併せ考えると，接見した直後には上記の示談を

経た示談書の作成や身元引受人を探索といった意見書の作成に向けた活動を始め，翌日の朝までには完成させなければならない。時間を掛ければ掛けるだけ意見書のクオリティは上がるのかもしれないが，短時間のうちに検察官や裁判官を首肯させる意見書を作成しな ければならないというのは大変きつい仕事だと実感した。
また，私は，依頼者は刑事事件において刑罰という大きな不利益を受けうる大変不利な立場にいることから，弁護人がお願いする合理的で依頼者にとって利益になる作業には熱心 に取り組んでくれる，あるいは少なくとも協力してはもらえると思っていた。しかし，私が携わった事件の依頼者は，不起訴処分を獲得するための作業に表面上は協力する素振りを見せながらも，おそらく何もしなかったし，連絡も返さなかった上，最終的には打ち合わせ まで無断で現れなかった。このような依頼者のためにどこまでタイトなスケジュールのな かで気力や体力を振り絞れるかは，刑事弁護士としてやっていくにあたっての分水頜とな るのではないかと感じた。

## 刑事クリニックD班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

案件は，70代の夫婦が，近隣トラブルを遠因に，共謀の上で，対立する近隣住民に対し て漂白剤を振りかけたという暴行•器物損壊被疑事件であった。依頼者は夫婦のうちの妻で，事件については自分も夫もしていないと否認をしていた。逮捕直後から受任した。なお，そ の後共犯者とされている夫の弁護人にも連絡が取れ，夫も否認していることが判明した。
受任後，身体拘束からの解放を目指して，勾留決定を最高裁まで争ら・勾留理由開示を行 う・勾留延長を準抗告審まで争う，など最後まで抵抗をしたが，残念ながら勾留延長満期ま で身体拘束は続いた。
他方で，最終的にいわゆる「嫌疑不十分的起訴猶予」を目指す趣旨で，受任直後から情状関係の立証準備にも力を入れた。転居を検討するために住宅公社や福祉との連絡を密に取 ったほか，過去の通院歴を調査したり（妄想性人格障害が確認された），夫の弁護人とも今後についての意見交換を継続したりした。
なお，取調べ対応は，并護人の指示により，完全黙秘対応とした。
最終的に，勾留満期に夫婦ともに，不起訴処分により釈放された。
犯人性•責任能力が問題になる事件で，検察官との交渉やその見せ方を含め，非常に難易度の高い事件であったと思う。その中にあって，学生たちは，何度も現場に訪れたり，諦め ずに書面作成をしたり，弁護士教員抜きの接見に赴いたり，非常に熱心な活動をしてくれた。 クリニックらしい事件処理の方法が実現でき，かつ，その対応なしにこの結果が得られなか った事件だと，クリニック教育が誇るべき例であったと評価している。

## 2 受講生より

私は刑事クリニックの活動を通して，まず，机上の勉強から想像していた実務と実際の実務の違いを学ぶことができた。特に想像と違ったと感じたのは，身柄解放の大変さである。刑事クリニックを受講する前までは，弁護士側が説得的な文書を書けば納得してもらえて身柄の解放ができるのではないかと思っていた。しかし，勾留に対する準抗告の革却決定で述べられている内容や，勾留理由開示での裁判官の発言等を聞いて，現実は升護士側が作成 した文書を読んだところで検察官や裁判所の心証は変わっていないのではないかと感じた。実際，私たちは勾留に対して準抗告や特別抗告，勾留延長に対しても漼抗告をして何度も被疑者の身柄解放を訴え続けたが，功を奏せず，棄却されてしまい，想像以上に身柄の解放が難しいということを痛感した。しかし，勾留延長満期日に不起訴処分がなされ，依頼者は釈放されたときの喜びは大きく，身柄拘束からの解放の大変さと同時に，そのような大変な任務に向けて活動することのやりがいも想像以上であることを知ることができた。

次に，刑事弁護は時間との勝負であることも学んだ。今回は，意見書や準抗告以外にも，福祉事務所への申入書など様々な文書を作成することになったが，常に時間に追われなが ら作成することになった。特に，逮捕から勾留請求までの 72 時間という限られた時間の中 で，しかも情報がほとんどわかっていない状況に説得的な意見書を作成しなければ ならないのはかなり困難であり，刑事弁護の大変さを実感した。また，担当してくださった弁護士の先生方が 3 0 分くらいで書けると仰っていた文書一つを作成するのにもかなりの時間がかかってしまい，反省すべき点であると感じた。さらに，弁護人は，時間が限られて いる中，完璧な文書を書かなければならないが，それができるようになるためには今勉強し ていることがとても重要であると実感し，これからさらに勉強に励みたいと強く思った。
今回，刑事クリニックを通して，刑事弁護の大変さとともにやりがいを学ぶことができ， とても良い経験になった。この経験から学んだことを今後の学習で生かしていきたい。

## 刑事クリニックE班

## 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

案件は，40代男性が交際相手の女性との間で同棲中の居宅で口論になり，最終的には携帯電話の取り合いを巡って女性の身体を押さえつけるなどしたという暴行被疑事件（ただ し，女性にはケガもあるようだった）。依頼者は身体を押さえつけるなどしたことは認めて いる一方で，交際中の女性の態度に不誠実な態度があった点や，事件当夜に女性側も依頼者 に暴行を振ってきたという点などにつき，依頼者なりの言い分が認められた。なお，依頼者 には実刑の異種前科がある。

勾留請求日に正式受任。勾留請求を争らところから弁護活動が始まった。依頼者の自宅に は相手方女性が生活をしていたため，自宅に戻ることはできなかった。その代わりに，依頼者の会社関係者に身柄引受人となってもらうことに成功した。裁判官面接を経て，勾留請求

は却下され，依頼者は釈放された。
その後，女性側は示談を一切受け付けないとの態度であったため，生活や仕事の立て直し をすることや，女性と直接接触しないで関係を解消させることなどに協力する方法で弁護活動を継続した。本報告書作成日現在においては，近く検察官の被疑者調べが予定されてい るという段階で，その後終局処分を待つ予定である。
本チームは，非常にタイトなスケジュールの中で，極めてクオリティの高い書面を作成し てくれたのが印象的だった。若い弁護士が出した起案と言われても，分からないレベルであ った。平素からの実務教育の賜物と思われ，早稲田大学が社会に誇れる教育成果と感じさせ られた。

## 2 受講生より

私が刑事クリニックを受講してよかったと考える点は，実際の弁護活動を通して，意見書 や陳述書を作成する際に弁護士がどのような点に留意しているかを学ぶことができたこと である。我々の班は裁判官に対する意見書，検察官に対する陳述書の 2 通を作成した。その際に，主張したい事項が書き方ひとつで依頼者に不利に働く可能性があるため，事項一つひ とつについて，それを盛り込むか否かということや，裁判官•検察官がどのような心象を抱 くのかを熟考しながら修正を重ねた。特に検察官に対する陳述書は，主張したい事項が犯情 に当たるのか，あるいは一般情状に当たるのか，また，それをどの程度強調するかなどに注意しながら作成することを心掛けた。このように修正を重ねる中で，弁護士の先生方がどの ような思考手順で事項を整理し，作成をしているかを学ぶことができた。
他方，本クリニックでの反省点は，弁護人としての依頼者との距離感についてである。我々の班は，依頼者が逮捕されたのが未明であったため，受任したその日のうちに意見書を完成させなければならない状況にあった。その際，数時間ごとに被疑者を含む関係者の情報 が増えていく中で，依頼者の内面の人柄について深く考えてしまっていた。その結果，限り ある情報で并護人として何をすべきなのか，何ができるのかを最優先に考えるべきである にもかかわらず，目の前の情報に振り回されてしまった。この点について，先生方の姿から，如何なる時も冷静に対応し，事情が変化したら次に何ができるかということを真っ先に考 えることの重要性を学んだ。また，依頼者の環境調整についても適切な距離を持って協力す べきであり，このような活動が依頼者の今後の選択肢を増やすことにつながるのだと感じ た。

## 臨床法学教育（労働）A•B

## 【担当教員】

岡田 俊宏／島田 陽一

## 【授業概要】

臨床法学教育（労働）では，実社会の生の素材を利用することで，学生が実社会の中で「生 きた法」を学ぶとともに，専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する ことを目的とする。
学生は，大学附属公益法律事務所において，弁護士教員の指導の下に，現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で履修を行う。
労働事件に関与する法律実務家には，労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされる。また，労働訴訟においては使用者に証拠が偏在しているこ とが多く，法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には，事実調査や立証•尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあり，また，経済的弱者である労働者の ニーズに応えるために公益的観点から受任することも必要とされる。
このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために，労働クリニ ックは，学生に実際に発生した労使紛争の実情に接し労使紛争解決手続に関与させること により，労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供するものである。

## 【授業の到達目標】

労働法の実際の適用場面を体験することにより，実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き，それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

## 【授業計画】

労働クリニックは，弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行 われる。
学生が履修する基本的内容は次のとおりである。
（1）法律相談
学生は，弁護士教員の指導•監督のもとに，労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取 し，法的アドバイスを行う。相談票や相談報告書を作成し，教員に提出する。
（2）受任事件への関与
学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切•可能と判断さ れる相談案件は，指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は，労働者を依頼者と

する事件に限定する。学生は，指導担当教員が受任した事件について，指導担当教員の指導 のもとに，事実調査及び法的分析を行い，交渉事件については通知書や合意書の案を作成し，訴訟事件については訴状•準備書面など各種書面の起案，依頼者との打ち合わせ，弁論期日 の傍聴などを行う。
（3）事例検討•研究会
学生は，指導担当教員の個別指導のほか，相談案件•受任関与事件等についての事例検討 や討議を行う。

## 【教科書】

指定なし。

## 【参考文献】

労働相談の手引きとして参考となるものに『労働相談実践マニュアル』がある。クリニッ クには，その他の参考文献が整備されている。

## 【備考•関連U R L】

＜講義実施スケジュール＞
取り扱う相談案件の依頼状況等に応じ，毎週ではなく不定期であったりするなど，科目ご とに柔軟に設定することとされています。詳細は，臨床法学教育科目に関する説明会に参加 するか，または弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックまでメールでお問い合わせ下さ い。
＜受講要件等＞
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。
＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもつて「臨床法学教育」の単位修得要件とする。
＜他の授業との関連＞
労働法 I，II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。
＜受講者への要望＞
特になし。

## 労働クリニック A <br> 報告書（春学期）

## 1 担当教員より

今学期は，合計5名の相談者から労働相談を受けた。相談内容は，（1）退職後の競業避止義務を定めた誓約書の有効性，（2）セクシュアル・ハラスメントを訴えたことを契機とする上司 からの長年にわたるパワー・ハラスメントについての損害賠償請求，（3）上司から受けている パワー・ハラスメント～の対処方法，④緊急事態宣言中にアルバイト先が休業したことによ り支払われた休業手当の金額の適法性，（5） 3 か月後に正社員にすると言われて入社した労働者に対する解雇（雇止め）の有効性及び残業代請求の可否等であった。このらち，（2）につ いては訴状の起案，⑤については通知書（内容証明郵便）の起案も行った。
長期間にわたる複数の出来事が問題となっている事案や，複数の法的論点が含まれる複雑な案件も多かったが，受講生は，法令や関連する裁判例等を念入りに下調べした上で，相談者の話に真剣に耳を傾け，法的な筋道を立てて，時間内に一定の回答を示そうと努力して いた。解雇，残業代，ハラスメントといった典型的な労働相談類型のほか，コロナ禍での休業の問題など最新の労働問題にも触れることができ，受講生にとっては有意義だったと思 われる。
労働事件に適切に対応するためには，労働法の基本的な理解に加え，最新の裁判例の状況，労働現場や労使紛争の実状，多様な紛争解決手段の特徴（メリットとデメリット），依頼者 とのコミュニケーション能力，文書作成能力など，さまざまな知識と経験が必要となるが，受講生は，多様な労働相談を通じて，そのことを身をもつて感じることができたのではない かと思う。

## 2 受講生より

（1）よかった点
依頼者から直接話を聞くことができ，依頼者自身の強い気持ちを直接聴くことができた。教科書で学ぶ事例とは異なり，依頼者の生の言葉に触れて，法的紛争の奥深さを感じた。

また，相談事例のバリエーションが豊富で，昨今注目を集めているハラスメントや新型コ ロナウイルスによる休業補償等の問題に取り組むことができて，労働法の幅広い知識の習得にも役立った。

さらに，学生の聞き取りの後に実務家の先生が追加で聞き取りをしてくださった様子を見て，なりたい法曹像の具体的イメージを得られた。
コロナ禍で必修科目はオンラインになってしまい，先生方や友人との繋がりがほぼない状況だったが，事案の検討を通して法的な議論を直接行ら貴重な機会が得られた点でも，ク リニックを受講してよかったと感じている。
（2）反省すべき点
依頼者の描くストーリーを，法的構成に落とし込むのが難しく，聞き取りの方向性が定ま

らないことがあったが，先生方のサポートをいただくことで，うまく時間内に修正を行うこ とができた。このような経験を糧に，今後法的知識に加え，コミュニケーション能力の向上 や瞬時に必要十分な回答を引き出せる力を培っていきたい。

## 労働クリニック B <br> 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

秋学期は，合計 6 件の事案を取り扱った。受講生は 7 名であり（うち 2 年生が 6 名， 3 年生が 1 名）， 2 ないし 3 名のチームを組んで，各相談に応じた。
具体的には，（1）3 か月後に正社員にすると言われて入社した労働者が解雇（ないし雇止め） された事案（管理監督者に該当するとして割増賃金も未払いとなっていた），（2）セクハラを訴えたことを契機として長年にわたりパワハラを受け，遠隔地への配転（ないし出向）も命 じられた事案，（3）地方公務員が精神疾患を理由として分限免職処分を受けた事案，（4）客室乗務員が個人で行っていたS N S について，顧客からのクレームを理由に，会社から謝罪文の作成や S N S の消去を命じられた事案，（5）配偶者手当を誤って支給していたとして，会社か ら返還請求を受けた事案，⑥大学生が在学中に有期労働契約を締結して勤務し，併せて卒業後の内定も受けていたが，代表者から「今日で打切りでいいか」などと言われ，「いいです よ」と言ってしまった事案，の 6 件である。（1）•②は春学期からの継続案件であり，（1）につ いては正式に受任をし，受講生が労働審判申立書の草案を作成し，担当教員が手を入れた上 で，労働審判の申立てを行った。
今学期も，相談の種類が豊富であり，解雇•残業代・ハラスメントといった典型的な相談類型に加え，公務員の免職処分（民間労働者とは手続面で大きな違いがある）や，従業員の S N S 利用の制限といった近時の問題まで取り扱うことができ，受講生にとっては有意義 であったと思われる。受講生はいずれも積極的に取り組み，それまでの学修と人生経験をつ ル活用して，解決策を真剣に考えていた。このような経験が，今後の学修や実務法曹として の将来につながることは確実といえよう。

## 2 受講生より

労働法の勉強をしたことのない状態で臨んだが，先生方からの丁寧な指導を受けつつ，相談を受けた案件に関わる法律論やその周辺事項を自ら教科書を読んで学習していくことで， より深い学習が可能になったほか，記憶にも定着しやすかった。また，実際の案件に取り組 むことで，自己の理想とする法曹像をより具体的にイメージすることが可能となり，将来の進路選択に役立った。さらには，日ごろの学習意欲を向上させることにもつながった。
反省点としては，事前に送付された資料から法律構成を考える過程で自分の思い込みや偏見が入ってしまうことがあった。また，相談者と自分との間でどのような事実を重視し， どのような請求を望んでいるのかという点で食い違いが生じ，1 つの事実についてヒアリ

ングが重複することもあった。今後は，法的知識や社会に対する知見を培い，これらの反省点を踏まえて，実務では依頼者に寄り添った弁護をしていきたい。

## 臨床法学教育（外国人）

選択必修（実務系基喽科目）2単位

## 【担当教員】

宮川 成雄／渡辺 彰悟

## 【授業概要】

この臨床法学教育科目は，外国人法•難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指 す。担当教員の渡辺は日本における外国人•難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。ア カデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内的実施，難民認定基準の問題等について，学生は実務家教員の指導監督を受けながら，現実の依頼人へのリーガル・サービスの実習を行う。
具体的には，通訳を介した外国人依頼者の事情聴取に同席し，裁判所に提出する陳述書の草案を作成するなどの作業について，実務家教員の指導を受ける。この作業の中で，依頼人 の語る生の事実から，法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価する能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力を養 い，異文化との共生の価値観と理解力を渪養する。
受講学生は，現実の依頼人の事件に携わることによって認識した日本の外国人法•難民法 の現行制度について，担当教員との議論を通して，制度改善の理論的課題や政策提言をまと めることが期待される。

## 【授業の到達目標】

外国人法•難民法に関わる法制度を理解し，それを運用する実務家としての基本的技能を修得する。

## 【授業計画】

－週1回の教室での事案検討会を持ち，担当事件の進捗状況を実務家教員および研究者教員 と共に検討する。
－授業時間外の学修活動としては，毎週平均して約3時間資料調査•読解•報告等の作業を行う。これらの作業は弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックのスペースでおこなら場合もあるし，実務家教員の所属する法律事務所でおこなら場合もある。あるいは，必要な官公署に実務家教員と同行する場合もある。

## 【教科書】

宮川成雄編著『外国人法とローヤリング』（学陽書房，2005年）
全国難民弁護団連絡会議監修『難民勝訴判決 20 選—行政判断と司法判断の比較分析』（信

山社，2015 年）

## 【参考文献】

指定なし。

## 【備考•関連URL】

## ＜受講要件等＞

この科目は，秋学期のみの開講である。
「法曹倫理」の単位を修得済み，または並行履修していることを受講要件とする。 ＊なお，並行履修の場合は，「法曹倫理」の単位修得をもって「臨床法学教育」の単位修得要件とする。
＜受講者への要望＞
特になし。

## 報告書（秋学期）

## 1 担当教員より

2021年度秋学期は新型コロナウイルスの感染状況の変動で授業形態に苦心した。9月末の学期始めからは，感染症状が深刻なデルタ株の流行に対処するため，11月までは Zoom を用いてオンライン・リアルタイムで授業を実施した。12月になってデルタ株の収束傾向の中で，教室での対面授業への復帰と，全体カンファレンスでのクリニック活動の報告に参加した。1月の最終回授業は，オミクロン株感染の急増の中で，教室での対面授業と Zoomによるオンラインを併用した。
受講生は，2年次生 9 名と 3 年次生 1 名であった。男女内訳は男子 4 名と女子 6 名であっ た。クリニックで扱った案件は 2 件であり， 1 件はアフガニスタン出身の難民認定申請者で あり，もう 1 件はミャンマー出身の難民認定申請者であった。いずれも，担当教員の渡邉の法律事務所に来所した申請者に対し，通訳者を介して渡邉が聴き取りを主導して実施した。学生は事前に読み込んだ資料に基づき質問項目を整理した上で，3つのグループに分かれ て質問を分担し，積極的に聴き取りに関与した。アフガニスタン出身者については3回の聴 き取りを実施し，難民認定申請書に添付して出入国在留管理庁に提出する意見書を作成し た。ミャンマー出身者については1回の聴き取りを実施した。
アフガニスタンでは，2021年8月のタリバン勢力の政権掌握，ミャンマーでは，20 21 年 2 月の軍事政権の登場という大きな政治状況の変動が発生し，難民認定申請者への聴き取りについては，情報の取り扱いに例年にも増した慎重さをもつて臨んだ。また，12月の対面授業では，ミャンマー出身者で難民認定を受けたスポーツ選手と，通訳者を介して学生との意見交換を実施した。

## 2 受講生より

（1）このクリニックで学ぶ目標にしたこと
弁護士として国際人権の分野に関わるには，どのような方法があるのか，またどのような スキルが必要となるのかを模索し，将来のキャリアの方向性を考える材料とすること。
（2）その目標はどのような点で達成できたのか（達成できなかったのか）
－国際人権の中でも特に難民の分野について，今の日本の課題やそれに自分がどのように関わっていきたいかを確認できた。将来的にこれを自分の専門分野の 1 つとすることは大 いに意味があることを感じられた。
－インタビューやカウンセリングのスキルを高める必要があることを確認できた。文化的背景が異なり，また精神的に不安定な可能性のある依頼者と信頼関係を築き，必要な情報を引き出し，またその意図を正確にくみ取るために，話を聞く能力に加えて，事前に情報を把握しておくことや日頃から他国のニュースにアンテナを張っておくことも必要だと感じた。 また，語学やリサーチ，文書作成についても経験を積んでスキルアップしたい。
（3）今後このクリニックの改善のための提言
－実際に難民認定を受けて日本に滞在している方のお話を直接聞けたこと，また複数人の申請予定者のお話を聞けたことはとても有意義だったので，これからも続けてほしい。
－守秘義務について，何がどこまで許されるのか（ファイルの共有方法や，Google Drive の共有フォルダの使用の可否など），具体的に予め示されていると効率的に共同でのリサー チや意見書作成等が進められると思う。また，オンラインで講義を行う場合も，学校でZoom授業を受ける受講生用に外国人法クリニックとして 1 教室を確保していただけると，守秘義務のために他の学生のいない部屋を探す必要がなくありがたいと思った。

## 早稲田大学大学院法務研究科

## 2021年度クリニック報告書

〒169－8050 新宿区西早稲田 1－6－1早稲田大学大学院法務研究科
（本書に関するお問い合わせ先）
〒169－0051 新宿区西早稲田 1－1－7
早稲田大学 28 号館 4 階
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
電話 03－5272－8156 FAX 03－5272－8163

